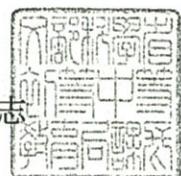




元初児生第13号
令和元年8月30日

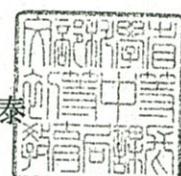
各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各國公立大学法人の 殿
附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
大濱 健志



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
滝 波 泰



(印影印刷)

ハンセン病に関する教育の実施について（通知）

日頃より、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ハンセン病につきましては従前より、平成13年の内閣総理大臣談話やハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）において患者・元患者等の名誉の回復を図ることの重要性が指摘されるとともに、人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）においても患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて取組を積極的に推進することとされていること等を踏まえ、適切な教育の実施に御配慮をいただいたところです。

この度、令和元年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決を政府として受け入れるに当たり、内閣総理大臣談話（別添1）が閣議決定されましたのでお知らせいたします。本談話においては「かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在した」とした上で、「患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされており、文部科学省としても関係省庁と連携・協力して対応することとしているところです。これまでにも学校の教育活動において、児童生徒の発達段階に応じて、例えば人権に関する指導を行う際にハンセン病について扱われてきているところですが、各位におかれても本談話の趣旨を御理解いただき、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について

御協力をお願いします。

ハンセン病に関する教育に当たりましては、毎年、厚生労働省作成のハンセン病を正しく理解するためのパンフレット（別添2）が全国の中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部及び都道府県・市区町村教育委員会に配布されているところであり、これも活用しつつ実施いただくようお願いします。なお、同パンフレットにはアンケートが同封されておりますので、御配慮をよろしくお願いいたします。

また、ハンセン病に関する施設・資料等を別添3にまとめておりますので、こうした施設・資料等も必要に応じて適宜御活用ください。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

＜添付資料＞

- （別添1）ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話
- （別添2）中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」
- （別添3）ハンセン病に関する施設・資料等

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
指導調査係 片桐、今村
TEL 03-5253-4111（内線3291）
FAX 03-6734-3735
e-mail jidous@mext.go.jp

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の
判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話

〔令和元年7月12日〕
閣議決定

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

この問題について、私は、内閣総理大臣として、どのように責任を果たしていくべきか、どのような対応をとっていくべきか、真剣に検討を進めてまいりました。ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。私も、家族の皆様と直接お会いしてこの気持ちをお伝えしたいと考えています。

今回の判決では、いくつかの重大な法律上の問題点がありますが、これまで幾多の苦痛と苦難を経験された家族の方々の御労苦をこれ以上長引かせるわけにはいきません。できる限り早期に解決を図るために、政府としては、本判決の法律上の問題点について政府の立場を明らかにする政府声明を発表し、本判決についての控訴は行わないこととしました。その上で、確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

……ハンセン病をもつと知ろう……

国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病療養所や施設との関係施設から収集した資料が豊富で、ハンセン病に関する約30,000冊の図書を収蔵しています。

〒189-0002
東京都杉並区高円寺南町4-1-13
電話 042-396-2909
URL <http://www.hansen-dis.jp/>



昔の医療施設の暮らしが再現されています

監房資料館

かつてハンセン病患者の施設として使われた「特別病室」は、通称「監房」と呼ばれています。今は建物の外観が残っていますが、わずかに残された資料や発掘調査の出土遺物から推定される形を美寸大で部分再現し、その遺跡を体感できるように展示しています。また、ガイドブック映像や監獄ドクターや監獄看護師の資料を展示したコーナーなどがあります。



縮尺1/20の模型(手前)と部分再現された監房

〒377-1771
群馬県吾妻郡片品町片品464-1533
電話 0279-88-1550
URL <http://ejpm.hansen-dis.jp/>

国立感染症研究所ハンセン病研究センター

ハンセン病の基礎研究、臨床研究のほか、ハンセン病の診断や鑑別診断、経過観察などを実行しています。また、市民公開講座や医療関係の学生や職員対象のハンセン病講座などを開催して、ハンセン病に関する啓発活動を行っています。

〒189-0002 東京都杉並区高円寺南町4-2-1 電話 042-391-8211(代表)

URL <http://www.nih.go.jp/mildrc/>

ウェブサイト

厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hansen/index.html

法務省(ハンセン病患者に対する矯正や差別をなくしましょう)
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

国立ハンセン病療養所(各療養所にリンクしています)
https://www.mhlw.go.jp/stf/link-link_hosp_12/hospList/nc.html

日本ハンセン病学会
<http://www.nih.go.jp/nild/ja/diseases/ha/leprosy.html>
<http://www.nild.go.jp/nild/ja/diseases/ha/leprosy.html>

日本ハンセン病学会
<http://www.hansen-gakkaishi.jp/>

〒100-8916 「ハンセン病の向こう側」 発行日／平成31年2月 発行／厚生労働省
URL:<http://www.mhlw.go.jp/>

ハンセン病の向こう側

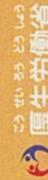


長い間、偏見や差別に苦しんでいる人たちがいる。

ハンセン病問題は、決して特別な問題じゃない。

それは、私たちの姿を映し出す鏡だと思う。

この問題を、どうやって乗り越えていけばいいのだろう。



ハンセン病の悲しい歴史

みんなのハンセン病を知ってる?

私は最近まで知らなかったんだ。

話を聞いて、かなりショックを受けた。

ハンセン病って、どんな病気か知ってる?

ハンセン病とは、「らしい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては感染することでも発病するごともほぼありませんが、感染し徘徊する、手足などの末梢神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあります。また治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。かつては「らしい病」と呼ばれていましたが、明治6年(1873年)に「らしい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

ハンセン病は感染症だけだとでもうつりにくい病気なんだって

「らしい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。末梢神経の麻痺などの症状が出る(癪病)かどうかは個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても癪病することはほぼありません。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らしい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

(日本人新規患者数:2015年1人、2016年0人、2017年1人)



どうしてもっと優しくできなかつたんだろう?

強制的に患者を隔離してしまうなんて……

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていた。当初は、家を出て各地を放浪する患者が施設に収容されましたが、やがて自宅で療養する患者も収容されるようになりました。ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが監視官を伴つてたびたび懲罰のものなどを訪ねました。そのうち近所に知られるようになり、家族も隔見や差別の対象にされることがあつたため、患者は自ら療養所に行くより仕方ない状況に追い込まれていったのです。このような状況のもとで、昭和6年(1931年)にすべての患者の隔離をを目指した「編予防法」が成立し、療養所の増床が行われ、各地にも新しく療養所が建設されて行きました。また、各県では「無編集運動」という名のものとともに、患者を見つけ出し療養所に送り込む施設が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、入里離れた場所に作られた療養所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが隔見や差別を助長していったのです。



ハンセン病問題の歩み

- 中世～近世
体の一部が変形したりする外觀の特徴などから隔見や差別の対象にされたことがあります。
- 明治後期(1900年代)～昭和前期(1940年代)
患者を強制的に収容し、療養所から一人生出られなくする「ハンセン病隔離政策」が行われ、隔見や差別が一層助長された。
- 昭和前期(1940年代)～平成8年(1996年)
有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された。
- 平成8年(1996年)～
「らい予防法」(「編予防法」を昭和28年(1953年)に改正)が廃止された。



POINT1

ハンセン病は、「らしい菌」による感染症

「らしい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。

感染してもも癪病するのはまれ

早く見つけて適切な治療をすれば
治る病気なんだよ

ハンセン病患者は、いつの時代も隔見や差別の対象にされてきた
国や社会が患者に対してどのように接してきたかを振り返る

POINT2

現在は治療法が確立され、
早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことができる

を残すことなく、治るようになっています。

(日本人新規患者数:2015年1人、2016年0人、2017年1人)

1

ハセシン病と人権について考える

治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気になったんだよね。
そして国は療養所の入所者・社会復帰者におわびし、政策を改めた。
それなのに、どうして扁見や差別がなくならないのだろう?

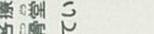
みんなの願いが政府に届くまで長い年月がかかったんだ

ハンセン病は治る病気になったのに
うして療養所に収容されたままたの?

「らい予防法」は平成8年3月に施行されました。この法律のもとで進められました。昭和28年（1953年）、患者の反対を押し切ってこの法律を引きつけて「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定がないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出ることが出来なかつたのです。昭和21年にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、その後、新しい抗結核薬や薬剤療法が開拓され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になつてきました。でもかわらず、患者の強制収容が続けられたのも、昭和30年前後から徐々に規制が緩和され、1992年には、病院の運営主体が自治体に移行するなど、患者が治つて自主的に退所する人たちも出てきま



熊本裁判に勝訴したから
ハンヤン病問題は解決したと思っていた



あなたは想像できますか？

上　ハ　イ　ボ　の　書　学

POINT1 ハンセン病に対する偏見や差別をなくすために
ハンセン病について正しい知識を持つ

ハセヒ病問題を圖化させてはならぬ。

根本地裁での勝訴発表(共同通信社)

卷之三

ハシセン病問題から学ぶべきこと

もし自分や家族が患者だったらどう思う?
ハンセン病に対する偏見や差別は、私たちの内にある問題なのか?」

二度と同じ過ちを繰り返さないために
ひじはじめに

ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や社会復帰者、その家族を差別しているのはどんな人たちだと思いますか。「らい予防法」による国の誤った隔離政策が廢止され、20年が経った今も、ハンセン病に対する偏見や差別が残っていると多くの人にも、ハンセン病に限らず、人種や年齢、障害の有無や性別、貧富などによる偏見や差別があるようだ。私たちの心の中に、自分とは違う一面を持っています。そうした偏見や差別を解決していくためには、相手の「人権」を尊重する気持ちを持つことが大切です。この授業をきっかけに、ハンセン病について正しい知識と理解を持つとともに、偏見や差別をなくすにはどうすればいいのか、人権が尊重される社会を実現するにはどうすればいいのか、そして自分たちに何ができるのかを考えてみません。

ハセシン病療養所 全国配置図

長島と对岸の虫明を結ぶ呂久長島大橋は、
1988年(昭和63年)に開通しました。
必要のない証、人間回憶の証として架構され、現
在は民間バスも乗り入れ、入所者も自由に島外
に出かけられるようになっています。



機器久長邑と呼ばれる横回人間

「偏見と差別が残るままでは見過ごせない
若い人に話をする機会を大事にしている

私は12歳で発病し、放臍の愛知県から父親に連れられて横浜方に入りました。すぐ日本に本名を俗名^{アーニー}に変えることを勧められました。私の実家は真っ白になるまで消毒され、村八分のようになくなつて引っこ潜へざるをえなくなつた後で聞きました。いずれ日本に「ハンセン病」の元患者^{ヒト}はいなくなります。しかし、偏見と差別が残るまでは、我々の人権が優越されたままでは見過せりません。ついで思いがけなく、私たちが時代が進むにつれては良い目にあつた大ことにしています。ついで記憶的な思い出をするのは、私が立ち去る最後にしてはいいのです。法律によっては見過せりません。ついで記憶的な思い出をするのは、私が立ち去る最後にしてはいいのです。



「療養所」の実態



「夢見る故郷の空」

…ハセン病遺団協議会全国原告団協議會事務局長 堅山 熱さん

中学校二年生13歳の時、体に発疹が現れ、まもなく校長先生から「さみは学校へ来なさい」と言われました。そして何がなんだから分からないうちに、署名欄に入所させられ、園に着いたその日に強制的に偽の名を名のらされました。はじめて外出許可をもらい故郷の父に会いに帰りましたが、そこに待っていたのはもう二度と帰つてくれるな。父や姉たちにも連絡が取れないといふのが何よりも辛いのです。父の父のことばでした。父は教育を奪いました。以来私は帰郷をあきらめ夢の中にしか故郷へは帰れなくなりました。父が亡くなつたのも知らされず、知つたのは亡くなつてから満6年後のことでした。



「夢見る故郷の空」

…ハジン演説愚語部断訟全原告公認議會事務局長 壱山 純さん

中学校二年生13歳の時、体に脊髄が現れ、まもなく校長先生から「きみは学校へ来なくていい」と言われました。それで何がなんだか分からぬうちに、星雲勧善園に入所させられました。園に着いたその日に強制的に偽名を名のらされました。はじめで外出許可をもらひ故郷の父に会いに帰りましたが、そこに待っていたのはもう二度と帰ってくれるな。兄や姉たちにもう言わせたのは「らい予防法」が作ったからです。それは私から家族へ友達へそして故郷を奪いました。以来私は帰郷をあきらめ夢の中に住むことになりました。父が亡くなつたのも知らず、父が亡くなつたのはすぐから満6年後のことでいた。



…元全国ハンセン病療養所入所者協議会会長 故・神 美知宏さん

ハンセン病患者は、一人残らず強制隔離・病を絶するという「うらやま防法」と日本の誤った政策は、未嘗有の人の権利侵害を発生させ、今までに療養所内で2万5000人が被害者として亡くなりました。私たちは、自由と人権と、人間としての尊厳を回復するためには、1951年、全入所者によって組織を結成し運動を繰り行っています。しかし、目的達成はまだ遠く、むづかしい道のりです。私たちが最も心に歸るところは、高齢にならない運動も簡単にきています。生徒のみなさ

へ向かって、今後も頑張ります。私は、お詫び申し上げます。

「生徒のみなさんには今後を託して」

…元全国ハンセン病療養所入所者協議会会長 故・神 美知宏さん

ハンセン病患者は、一人残らず強制隔離・病を絶するという「うらやま防法」と日本の誤った政策は、未嘗有の人の権利侵害を発生させ、今までに療養所内で2万5000人が被害者として亡くなりました。私たちは、自由と人権と、人間としての尊厳を回復するためには、1951年、全入所者によって組織を結成し運動を繰り行っています。しかし、目的達成はまだ遠く、むづかしい道のりです。私たちが最も心に胸に抱くことは、高齢になり運動も限界にきています。生徒のみなさへ向けて、今後もよろしくお手伝いください。

ハンセン病に関する施設・資料等

(1) 関係施設

○国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料が数多く展示されています。学校等からの出張講座の依頼や写真パネル・DVDの貸出も受け付けています。

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13

電話 042-396-2909 URL <http://www.hansen-dis.jp/>

○重監房資料館

かつてハンセン病患者の懲罰施設として使われた「特別病室」は、通称「重監房」と呼ばれています。今は建物の基礎しか残っていませんが、わずかに残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示しています。学校等へのDVDの貸出も受け付けています。

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津白根464-1533

電話 0279-88-1550 URL <http://sjpm.hansen-dis.jp/>

○国立ハンセン病療養所

全国に13園あり、交流施設の運営や行事の開催、資料の貸出等が行われています。

URL https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html

(各療養所のウェブサイトにリンクしています。)

(2) 資料等

○中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」(別添2参照)

厚生労働省では、ハンセン病に対する偏見や差別を解消し、ハンセン病患者及び元患者の名誉を回復することを目的とした、中学生向けパンフレットを作成しています。また、同パンフレットを活用する指導者向けの参考資料も掲載されています。

URL <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>

○「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」

法務省人権擁護局が作成した啓発映像で、活用の手引きや証言集も掲載されています。

URL <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>

○人権ライブラリー

(公財)人権教育啓発推進センターが運営する人権ライブラリーでは、およそ15,000冊の国内外の人権関連図書をはじめ、映像資料(DVD、VHS)、紙芝居、展示用パネル、全国の地方公共団体が発行する啓発資料などを所蔵し、閲覧・貸出を行っています。これらの啓発資料は郵送等による貸出も行っています。

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

電話 03-5777-1919 URL <http://www.jinken-library.jp/>

○人権チャンネル

(公財)人権教育啓発推進センターの「人権チャンネル」(You Tube)では、ハンセン病問題をはじめ、人権について理解を深めるための映像が公開されています。

URL <https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>

(3) ウェブサイト

○厚生労働省（ハンセン病に関する情報ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hansen/index.html

○文部科学省（「HIV 感染者・ハンセン病患者等」に関する参考資料）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322245.htm

○法務省（ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしましょう）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html